

8. 数値目標の設定および計画の進行管理

8.1 数値目標の設定

立地適正化計画は、目標年次をおおむね 20 年後の 2040 年とした、長期的な期間の中で、まちづくりの理念である「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」の実現を目指しています。

そのため、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていく中で、実施する各種施策の進捗状況やその効果等を見極め、より効果的に計画を運用していくことから、「目標値」および「期待される効果」をそれぞれ設定します。

なお、「目標値」は、まちづくりの基本理念に対応した「基本指標」、計画期間において重点的に取組む計画の目標に対応した「重点指標」をそれぞれ設定します。

また、設定した「重点指標」に対応し、本計画に位置付けた誘導施策の展開によって「期待される効果」を設定します。



図 8-1 まちづくりの理念・目標と数値目標の関係

8.1.1 基本指標の設定

目標値の基本指標は、「都市機能」「居住」「公共交通」それぞれの視点から設定します。

(1) 都市機能に係る基本指標

都市機能に係る基本指標は、本計画で位置付ける誘導施設を維持・増進していくことを目標とし設定します。

表 8-1 都市機能に係る基本指標

基本指標		基準値	目標値	
			2030年	2040年
都市機能誘導区域内に誘導すべき誘導施設の立地数	高次・広域拠点 (中央地域)	97 施設 (2017年)	基準値以上	
	生活拠点：地域間連携型 (南部地域)	12 施設 (2017年)		
	生活拠点：増進型 (東部・西部・北部地域)	43 施設 (2017年)		
	生活拠点：維持型 (河辺・雄和地域)	7 施設 (2017年)		

(2) 居住に係る基本指標

居住に係る基本指標は、市全体で人口減少が進む中であっても、居住誘導区域内人口密度を、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある 50 人/ha 以上を維持することを目標とし設定します。

表 8-2 居住に係る基本指標

基本指標	基準値	目標値	
		2030年	2040年
居住誘導区域内の人口密度（可住メッシュ人口密度） （＝可住メッシュ人口÷居住誘導区域内可住メッシュ面積）	54.7 人/ha (2015年)	50.0 人/ha 以上	

(3) 公共交通に係る基本指標

公共交通に係る基本指標は、公共交通と連携したまちづくりを進めていき、公共交通利用率を維持・確保していくことを目標とし設定します。

表 8-3 公共交通に係る基本指標

基本指標	基準値	目標値	
		2030 年	2040 年
路線バスおよびマイタウン・バスの利用率 (=年間バス輸送人員÷365 日÷総人口)	6.6% (2015 年)	基準値以上	
鉄道の利用率 (=市内全鉄道駅の 1 日の乗車人員÷総人口)	5.3% (2015 年)	基準値以上	

8.1.2 重点指標および効果の設定

(1) 目標 1 に係る重点指標および効果

『高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現』に係る重点指標は、元気な高齢者が活発に働くことのできる場を創出することで、就業している高齢者の割合を維持・増進していくことを目標とし設定します。

元気に働く高齢者が増加することは、身体活動の増加に伴う健康改善につながるものと考えられます。そのため、目標 1 に係る効果は、元気な高齢者の割合を視点とし設定します。

表 8-4 目標 1 に係る重点指標および効果

		基準値	目標値	
			2030 年	2040 年
重点指標	就業している高齢者の割合 (=就業している高齢者数÷高齢者人口)	17.0% (2015 年)	基準値以上	
効果	元気な高齢者の割合 (=1-65 歳以上の要介護(支援)認定者数÷高齢者人口)	78.8% (2015 年)	基準値以上	

(2) 目標2に係る重点指標および効果

『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』に係る重点指標は、市全体で子どもの人数が減少していく中であっても、都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」の施設立地数を維持・増進していくことを目標とし設定します。

働く場を含めた多様な機能集積が図られた子育て環境を創出することは、働く女性の増加につながるものと考えられます。そのため、目標2に係る効果は、働く女性の割合を視点とし設定します。

表8-5 目標2に係る重点指標および効果

		基準値	目標値	
			2030年	2040年
重点指標	都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設立地数	22施設 (2017年)	基準値以上	
効果	働く女性の割合 (=15~49歳で就業している女性人数÷15~49歳女性人口)	61.7% (2015年)	基準値以上	

(3) 目標3に係る重点指標および効果

『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』に係る重点指標は、多世代・多様な人々が交流することのできる場を創出することで、都市機能誘導区域内での様々な活動を維持・増進していくことを目標とし設定します。

都市機能誘導区域内での交流・活動が増加することは、当該地での民間投資の活発化による地価上昇につながるものと考えられます。そのため、目標3に係る効果は、都市機能誘導区域内の平均地価を視点とし設定します。

表8-6 目標3に係る重点指標および効果

		基準値	目標値	
			2030年	2040年
重点指標	専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合	23.2% (2015年)	基準値以上	
効果	都市機能誘導区域内平均地価 (地価公示および都道府県地価調査による)	60,100円 (2017年)	基準値以上	
	都市機能誘導区域内平均地価変動率	-12.1% (2013~2017)		

※変動率は、平均地価の変化を評価するための二次的な指標として使用

※各地域の都市機能誘導区域内の地価公示および都道府県地価調査の各調査地点が無くなった場合は、当該地点近傍の相続税路線価等を基に代替値を算定

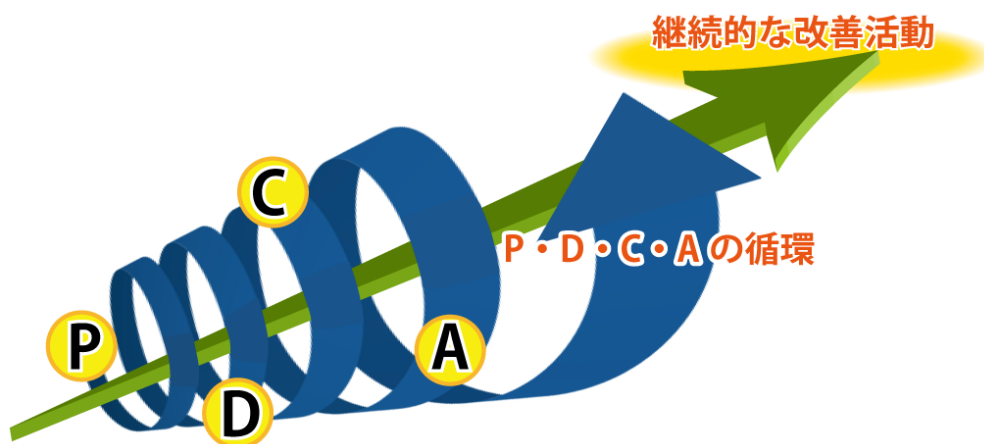
8.2 計画の進行管理

立地適正化計画は、おおむね5年ごとに計画に記載した誘導施策の実施状況について確認・検証・評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査・検証していきます。

また、その結果は都市計画審議会に報告をしつつ、誘導施策の充実・強化等について随時検討を行うとともに、必要に応じて、計画を改善することにより、見直しを行っていきます。

計画の具体的な進行管理は、市民・事業者・行政が様々な視点から評価を行いながら、計画の更なる改善に向けた段階的・継続的な取組みが必要となることから、計画策定（Plan）後の誘導施策の展開（Do）を受け、その後の目標値および効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった、「PDCA サイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。

なお、都市機能および居住の各誘導区域の見直しにあたっては、市が見直しの必要性について検討したうえで、その内容を客観的に判断するため、秋田市都市計画審議会に見直しの要否を諮ることとします。



《P：計画》

- 都市機能および居住誘導区域の設定
- 誘導施設および施策の設定
- 目標値および効果の設定
- 必要に応じた計画の見直し

《D：実践》

- 誘導施策の展開
- 進捗状況のモニタリング

《C：評価》

- 目標値および効果の確認・検証・評価
- 課題の確認（既存課題・新たな課題）

《A：見直し》

- 誘導施設および施策の見直し

図8-2 PDCAサイクルの概念図

「PDCA サイクル」の実効性を高めるためには、計画段階において、評価の考え方を明確化する必要があります。

本計画は、次に示す評価の考え方にに基づき、「評価：Check」を的確に実施していきます。

評価の考え方

PDCA サイクルにおける「評価 (Check)」は、前章で設定した誘導施策の分類ごとに、「①誘導施策の実施状況 (アウトプット)」および「②個々の施策展開によってもたらされる効果 (アウトカム)」の視点から、おおむね5年ごとに評価を実施します。

また、誘導施設に位置付けない動向把握施設を含め、施設立地の立地状況を継続的に把握します。

《誘導施策の分類》

- ①都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策
- ②居住誘導区域内に居住を誘導するための施策
- ③居住誘導区域外に係る施策
- ④公共交通に係る施策

《「施策展開によってもたらされる効果」に係る評価の考え方》

①都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策の評価は、「民間による公的不動産の活用件数」や「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」など、個々の誘導施設を維持・誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施します。

②居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策の評価は、「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」、「空き家率」など、居住を誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施します。

③居住誘導区域外に係る施策

居住誘導区域外に係る施策の評価は、「居住誘導区域外人口の変動率」や「市外からの居住誘導区域外への転入者数」など、居住誘導区域外で持続的なコミュニティの維持等に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施します。

④公共交通に係る施策

公共交通に係る施策の評価は、「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」や「運転免許証返納率」など、公共交通の利用促進・利便性向上に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施します。